

いつもお世話になります。イギリスのことわざに「退屈は大人の贅沢」があります。「することが何もない」のは「何でもできる」の裏返しです。何でもできるけれどあえて今日は何もしない。これぞ大人に許された贅沢かもしれません。時の過ぎゆくままにこの身をまかせ——。たまにはそんな時間を持ちたいものですね。

365日が楽しくてたまらない!「商売のヒント」

今月の商売のヒント:【共感商売】

その気になって辺りを見回せば商売のヒントはどこにでも転がっていますが、1メートル先のよく見かけるキノコを採るために、足元の松茸を踏んづけるようなことをしていませんか？

今回ヒントを与えてくれるのは、渋谷の通称『マルキュー』と呼ばれる若い女性向けのファッションビルで働くギャルです。彼女たちには、積極的に勤めなくてもお客様を誘う気にさせる独自の接客テクニックがあるのです。

たかが小娘だと思っていると、松茸級のヒントを見逃すかもしれません。

彼女たちは、店内に入ってきたお客様を「いらっしゃいませ」で迎えたあと、

傾合いを見計らって声をかけます。商品を手にとりて見ているお客様に、「そちら、

いかがですか?」「そちらは新商品なんですよ」などと近寄っていくのが一般的な接客だとしたら、彼女たちの声かけは違います。「それ、かわいいですよね」。自分の店の商品を売る立場にありながら、まるで自分も買い物に来た人のような物言いです。



「かわいいでしょ?」でも「かわいいんですよ」でもなく「かわいいですよね」。

この微妙な違いで何を狙っているかと言うと、お客様に「共感」を示しているのです。自分が気に入っているものに第三者が共感してくれたら、その商品(サービス)に対する興味は一気にアップします。そのタイミングで「ご試着なさいますか?その服、私もひそかに狙ってたんですよ」と水を向けると、お客様は店員に勧められたという意識もないまま、自分で選んで自分で決めた感覚を持ちます。

両者のベースに「共感」があるので納得しやすいのです。

押し売りされたら返品やクレームになりかねないことも、お客様が自分で納得した上での行動ならトラブルを招きにくいだけでなく、「気に入って買った!」という気持ちを持ってもらうこともできるでしょう。どのような商売においても共感、物事をスムーズに運ばせる潤滑油となります。「共感商売」でお客様の心をつかみましよう。



今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード:格安航空会社】

ロー・コスト・キャリアー(LCC)と呼ばれ、大手の航空会社が提供する格安航空券とは別に、初めから格安、割安な航空料金を提供する小規模な航空会社を指す。機種を絞ったり機内サービスを簡素化するなど、コストを徹底的に抑え、大手航空会社に比べて2~8割ほど安い運賃を実現している。マレーシアのエア・アジアやシンガポールのタイガー航空など東南アジア勢が急成長中で、日本の航空会社も設立の検討を表明している。

知っここ!「税務のマメ知識」

【ご存知ですか？ 「もしも」のときのこんな制度】

取引先の不測の事態は、できることなら避けて通りたいものです。

しかし、商売を営む上ではなかなか避けて通ることはできません。回収困難となった売掛金が小額であれば、それが事業継続に及ぼす影響は小さいでしょう。しかし、もしも多額の売掛金が回収できない状況になったら、事業継続は難しくなり、連鎖倒産という最悪の事態に陥るかもしれません。

このような「もしも」のときの資金調達として、『中小企業倒産防止共済』という制度があります。

これは国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構というところが運営をしています。

毎月5千円から8万円の範囲で積み立てを行い、現状では320万円(掛金の40倍で掛け止めも可)まで積み立てられます。またメリットとして、掛金は税法上、経費または損金とすることができます。

そして一番気になる「もしも」のときには、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3200万円)で、回収が困難となった売掛金債権等の額以内の「貸付け」が受けられます。しかも、「無担保」「無保証人」「無利子」で借り入れることができます。

財務状況や返済能力などによる金融審査での借り入れではないので、「もしも」のときに役立つ制度です。用心するに越したことはないですね。



社労士がズバリ! 職場のQ&A

【兼業のパート従業員の雇用保険は どうなるの?】

Q 健康食品の通販会社で人事管理を担当しています。当社のコールセンターでは、シフト制で多数のパート従業員が稼働しており、兼業も可としています。この度新規に採用したパート従業員も、当社と別の会社との兼業で、もう一つの会社で既に雇用保険に加入していました。当社での労働時間は、週3日で21時間です。この場合、当社での雇用保険加入手続は必要なのでしょうか？

A 今回のケースでは、当面は貴社での雇用保険加入手続は不要です。雇用保険では、「主に賃金を受ける1つの会社で雇用保険に加入する」と決められており、重複加入は認められません。

ですので、ご質問のパート従業員の方は、貴社での労働時間が多くない限り貴社で加入する必要はありません。

ただし、その方が別の会社を退職した場合は、貴社での加入手続が必要です。パート従業員の場合、雇用保険への加入条件は、

- (1) 31日以上継続して雇用が見込まれること
- (2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

となっています。

ご質問のパート従業員の方が一方の会社を退職した際は、雇用保険被保険者証も提出してもらい、雇用保険加入手続を行います。



とうとう今年も残るところ約1ヵ月半となりました。年末が近づくとということは、毎年恒例の『年末調整』の時期です！年末は何かと忙しいものです。早目に取り掛かりましょう。

なお、子ども手当の創設、高校授業料の無償化により、平成23年1月1日以後支給分給与より源泉所得税の扶養控除が変更になっていますので注意が必要です。

税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目59番地4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : cyuou@csk-i.com